

第四次産業革命スキル習得講座認定制度（仮称）（概要）

資料 4

- IT・データを中心とした将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野において、社会人が高度な専門性を身に付けキャリアアップを図る、専門的・実践的な教育訓練講座を経済産業大臣が認定する。

講座の要件

- ✓ 育成する職業、能力・スキル、訓練の内容を公表
- ✓ 必要な実務知識、技術、技能を公表
- ✓ 実習、実技、演習又は発表などが含まれる実践的な講座がカリキュラムの半分以上
- ✓ 審査、試験等により訓練の成果を評価
- ✓ 社会人が受けやすい工夫（e-ラーニング等）
- ✓ 事後評価の仕組みを構築 等

実施機関の要件

- ✓ 継続的・安定的に遂行できること（講座の実績・財務状況等）
- ✓ 組織体制や設備、講師等を有すること
- ✓ 欠格要件等に該当しないこと 等

認定の期間

- ✓ 適用の日から3年間

対象分野・目標

IT技術の基礎・初級は対象としない。

（目標）

(1) IT (IT業界)	新技術・システム	クラウド、IoT、AI、データサイエンス 等	開発手法 デジタルビジネス開発（デザイン思考、サービス企画、データ分析、アジャイル等）との組み合わせも想定	ITSSレベル4相当 を目指す
	高度技術	ネットワーク、セキュリティ 等		
(2) 産業界のIT活用		ものづくり、自動車、ロジスティクス分野 等		

IPA等からの専門的な助言を踏まえ、外部専門家による審査を経て認定を行う